

電気自動車用普通充電設備設置等業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準

1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

電気自動車用普通充電設備設置等業務 仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、次の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- (1) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュール等も併せて示すこと。ただし、仕様書で本事業のEV充電設備等の設置可能期間は、契約日から起算して2年としていることより、企画提案書作成時点で国の補助事業が示されている部分までのスケジュールとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとしていることから、その整備方針、方法等を示すこと。
- (3) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、EV充電設備等の利用方法を示すこと。
- (5) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。

なお、本市がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を本市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなすこととする。

- (6) EV充電設備等の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。
- (7) 本市は、脱炭素施策を推進すると同時に災害時にレジリエンス強化を図ることとしていることから、EV又はEV充電設備等を災害時のレジリエンスの強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。
- (8) 本市は、ゼロカーボン・ドライブについて広く市民に対して普及啓発を図ることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
- (9) 過去に同様の事業を受注した実績があるか。
- (10) その他当該事業目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

2 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加表明書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について電気自動車用普通充電設備設置等業務企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置し、選考会議において行うものとする。

なお、書面による審査が困難又は疑義が生じたときは、選考会議の事務局である環境部環境

政策課から事業者に対して問い合わせることもあることから、事業者はこれに協力するものとする。

評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。ただし、次の場合は記載のとおりとする。

- (1) 各評価項目のひとつでも0点があった場合は、最優秀提案者の候補としないものとする。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、選考会議に諮って最優秀提案者を決定する。

3 評価の手法

評価は、次の手順で行う。

(1) 審査項目の評価視点及び配点

別表「審査項目の評価の視点・配点」のとおりとする。

(2) 評価基準

各審査項目中の評価点は、次の5段階で評価し付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配点10点の場合
特に優れた提案である	配点×1.0	10×1.0=10点
優れた提案である	配点×0.8	10×0.8=8点
想定した程度の提案である	配点×0.5	10×0.5=5点
想定を下回る提案である	配点×0.2	10×0.2=2点
要件を満たしていない	配点×0.0	10×0.0=0点

(3) 総合評価点

- (2) 評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

別表 審査項目の評価の視点・配点

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実現可能性はあるか。 ・過去の同様の事業の実績はどのようなものがあるか。 ・受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見込まれるか。 ・建物や既存の系統、配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 ・EV充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。 	30点
維持管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴など、施設側で確認及び管理できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 	25点

	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 ・災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えないものとなっているか。 	
利用料金及び利用の方法、電気料金の還元	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・市民が利用し易い仕様となっているか。 ・eMP社との連携が出来ているサービスとなっているか。 ・電気料金の還元の金額及び方法は明快か。 	25点
地域経済への還元、レジリエンスへの対応、市民に対する啓発の独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用はあるか。 ・EV充電設備等について、災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・ゼロカーボン・ドライブに関する普及啓発に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・その他優れた提案はあるか。 	20点
合計		100点